

栃木県広告掲載要綱

（広告の範囲）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 誇大表示、不当表示など表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 個人の名刺広告
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として知事が不適当と認めるもの

栃木県広告掲載基準

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第8条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 県税に滞納があるもの
- (10) 栃木県の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの又は指名停止に該当する行為を行ったもの
- (11) その他前各号以外で、社会問題を起こしている業種や事業者

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 政治団体による政治活動を目的とするもの
- カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、県民に不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 特定の主義主張を含むもの（意見広告を含む。）
- コ 県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- サ その他広告媒体に掲載することが妥当でないと認められる内容を含むもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの